

下田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 26 日告示第 19 号

下田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、太陽光エネルギーの利用を促進し、地球環境の保全を図るため、市内において住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を設置する者に対し、下田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、下田市負担金補助及交付金に関する規則（昭和 31 年下田市規則第 28 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第 2 条 補助金の交付対象となる発電システムは、次の各号に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系したものであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 次に掲げる保証が、設置後 10 年間、製造メーカーにより付されるものであること。

ア 太陽電池モジュールの公称最大出力の 80 パーセント以上の出力を保証するもの。

イ 正常な使用にもかかわらず、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等システムの主要部分が故障した場合に、無償修理（同等品との交換を含む。）を保証するもの。

(4) リース契約によるものでないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記載されている者（工事完了報告時に記載される者を含む。）。
- (2) 住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含み、賃貸借の目的となっている住宅を除く。以下同じ。）の所有者で自らが居住する市内の住宅に新たに発電システムを設置しようとする者又は住宅供給者等から自らが居住するための市内の発電システム付き住宅を購入し、所有しようとする者
- (3) 電灯契約を締結している者又はこれから締結しようとする者
- (4) 住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が市税を滞納していないこと。
- (5) 当該年度に発電システムの設置工事に着手し、第9条に定める日までに工事完了報告を行うことができる者。ただし、第6条に定める交付の決定を受ける前に、設置工事に着手していないこと（建売住宅を購入する場合は、その引渡し前であること。）。

(補助金の額等)

第4条 市長は、発電システムを設置しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の額は、設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の値（キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）に3万円を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、12万円を上限とする。

3 補助金の交付は、1住宅につき1回限りとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、発電システム設置に係る工事（以下「設置工事等」という。）の着手前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）申請者及び同一世帯に属する者の住民票（工事完了後も住所が変わらない場合に限る。）

（2）発電システム設置工事同意書（様式第2号。対象住宅の所有者が他にいる場合に限る。）

（3）発電システム設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書（建売住宅の場合は売買契約書）又は見積書の写し

（4）発電システムの形状、規格、公称最大出力等の仕様が分かる書類

（5）設置箇所の計画図（建売住宅の場合は設置図）及び現況写真（新築住宅の場合は不要。既存住宅の場合は発電システムを設置する予定の箇所を含め、住宅全体が写っているものとし、建売住宅の場合は設置されている発電システムを含め住宅全体が写っているものとする。）

(6) 市税の完納証明書

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、補助金の交付の可否を決定するとともに、下田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者により通知するものとする。

(補助対象事業の実施)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、新築及び既存住宅の場合は発電システムの設置工事に着手し、又は建売住宅の場合は発電システム付き住宅の引渡しを受けるものとする。

2 着工日は、新築及び既存住宅の場合は発電システムの設置工事に着手する日とする。

3 完成日は、新築及び既存住宅の場合は電力会社との発電システムの電力受給開始日とし、建売住宅の場合は発電システム付き住宅の引渡しの日とする。

(内容の変更)

第8条 交付決定者が補助金の申請内容を変更しようとするとき又は発電システムの設置工事を中止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、承認の可否を決定し、下田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定内容変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（工事完了報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、下田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金工事完了届（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1） 発電システムの設置費に係る領収書の写し及び内訳書
- （2） 設置完了後の写真及び配置図
- （3） 電力会社との電力受給に関する契約書の写し
- （4） 申請者及び同一世帯に属する者の住民票（交付申請時に添付していない場合に限る。）
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の確定）

第10条 市長は、前条による完了の報告を受けたときは、その内容を審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、下田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

(請求の手続)

第 11 条 交付決定者は、前条による通知を受けたときは、速やかに下田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分の制限)

第 12 条 交付決定者は、発電システムをその法定耐用年数の期間中、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、天災地変その他交付決定者の責めに帰すことのできない理由により、発電システムが毀損し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 交付決定者は、発電システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、財産処分申請書(様式第 9 号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 13 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を発電システム以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第 14 条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて売電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 10 月 16 日告示第 80 号)

- 1 この告示は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の前日に、下田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定により補助金の交付の決定を受けたものであって施行の日において工事完了報告が済んでいないものについては、この告示による改正後の第 9 条の規定を適用する。

附 則 (平成 26 年 8 月 22 日告示第 60 号)

この告示は、公示の日から施行する。